

PD「安心・安全な社会をめざして」PART

- 構造設計者の展望は？ 建築基準法改正から1年を経て -

構造設計者はどう受け止めたか

(関西支部広報委員会アンケート調査より)

第2回アンケート2007年12月実施

2008年5月23日

関西支部広報委員会

山根 一三

大住 和正

アンケート内容

対象：JSCA関西支部会員（82名回答）

構造設計

- ・構造設計者の理解度（第1回アンケート同じ）
- ・変更の取り扱い
- ・構造設計の作業量（第1回アンケート同じ）

構造設計を取り巻く環境

- ・一般の方の理解度（第1回アンケート同じ）
- ・一般の方への周知の必要性（第1回アンケート同じ）
- ・構造設計の立場の変化

アンケート内容

建築確認申請状況 (物件数、申請期間)

適合性判定について

(設計者に対して)

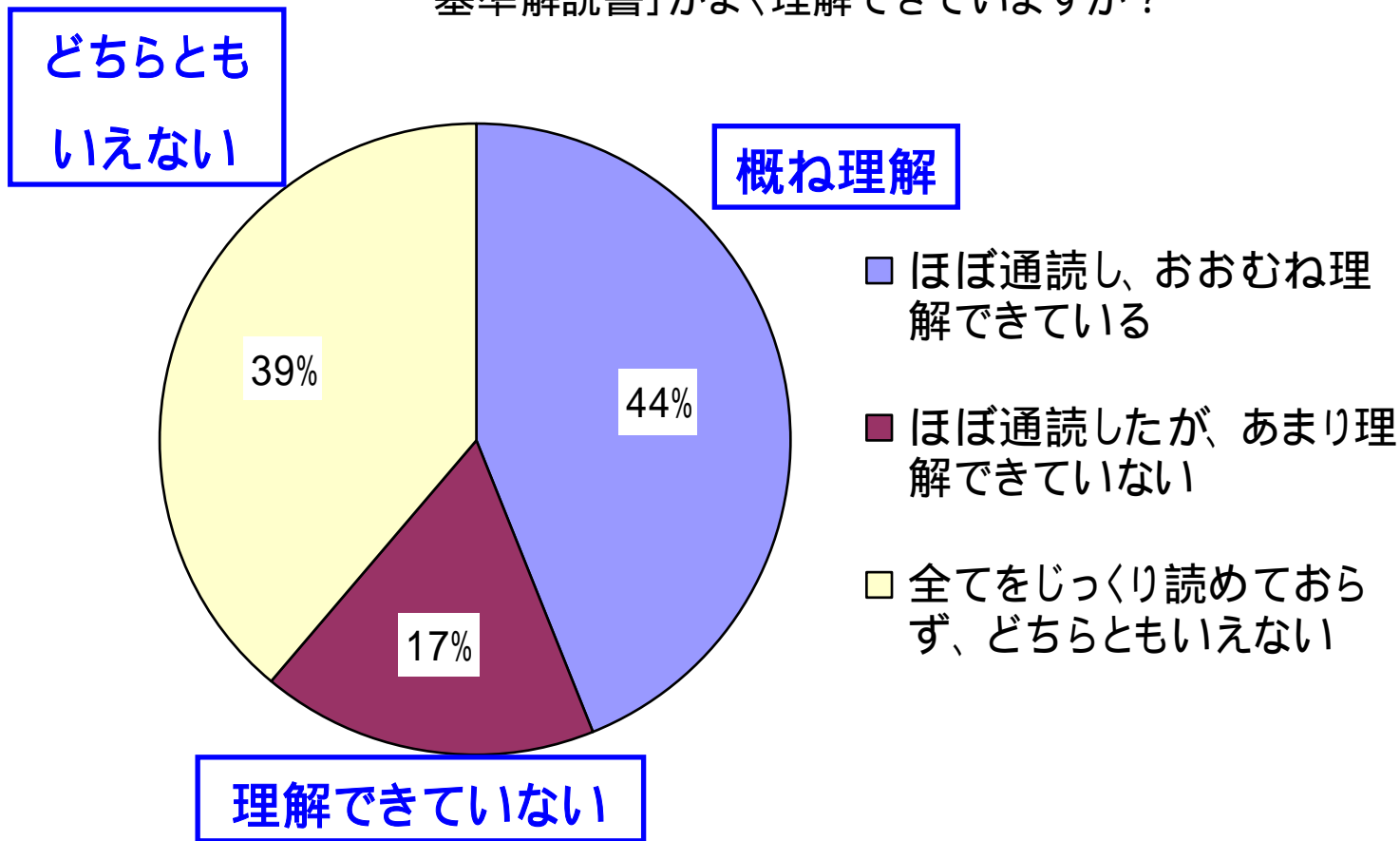
判定員との意思の疎通

(適合性判定委員の方に対して 37名回答)

適合性判定の意義 (危険な建築の防止)

改正建築基準法に関する構造設計者の理解度

Q1. 現時点(2007.12)で、「2007年版建築物の構造関係技術基準解説書」がよく理解できていますか？



・約半数強の人が「理解できていない・どちらともいえない」と回答している。
((2007.8) の改正建築基準法の理解度のアンケートと似た結果である。)

技術基準解説書のわかりにくい箇所

・保有水平耐力計算

- ・崩壊形
- ・DS設定
- ・浮き上がりの扱い
- ・外力分布
- ・横補剛

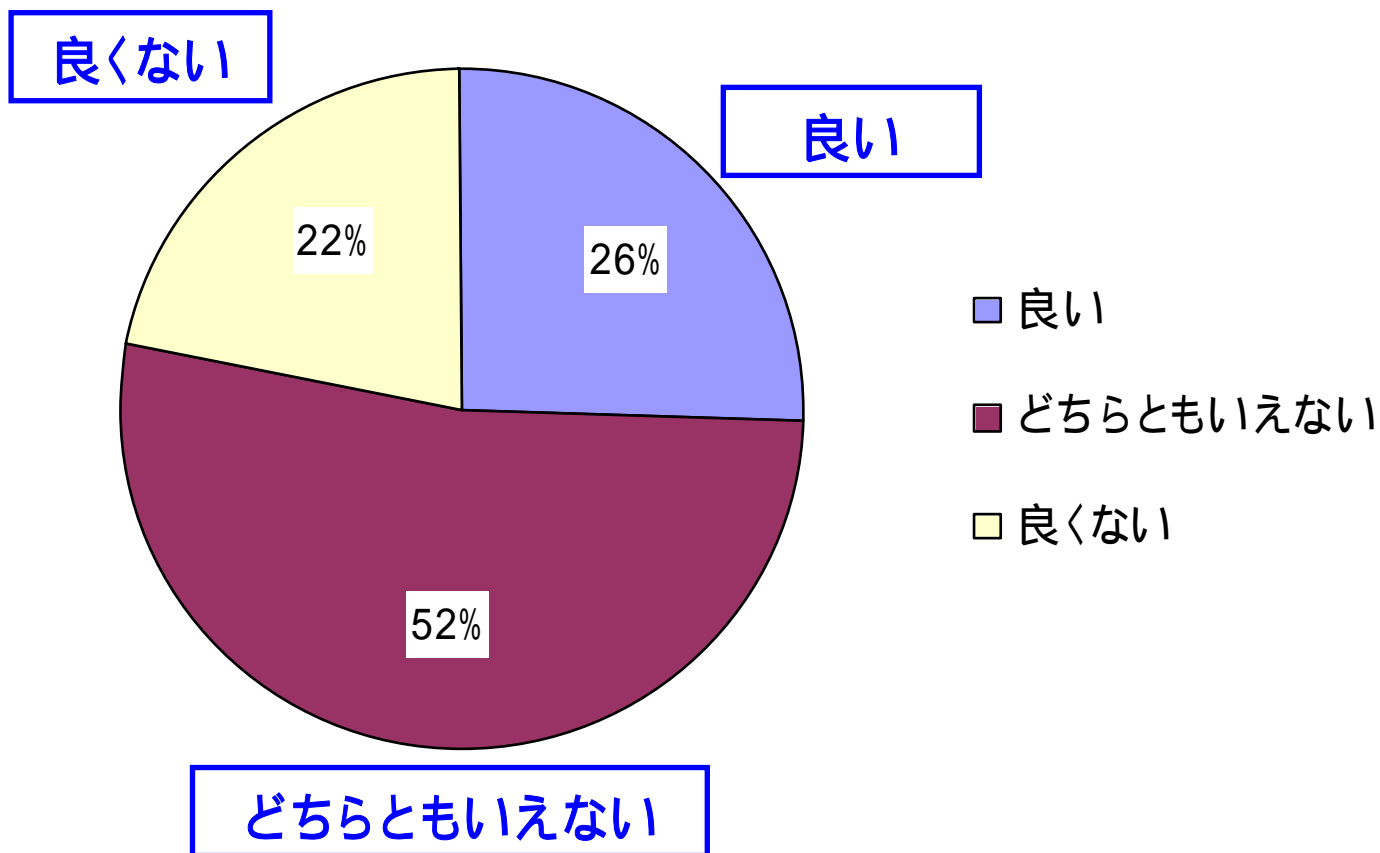
・耐震壁の扱い

・ピロティ

・計算ルート

2007・11.14 基準法施行規則の改正について (軽微な変更に関する改正)

Q4 . 2007年11月14日付けで建築基準法施行規則の見直しが
公布・施行されましたが、これについてどう思いますか？



・「良い」と答えた人も「方向性は評価するが内容的には何ら変わっていない」と意見されており、「実質効果がない」との考えが大半である。

変更に関する取り扱い

- ・2008年3月22日付 技術的助言(第1332号通知)
構造関係規定および設備関係規定の「軽微な変更」を
新設する改正案がパブリックコメントで公示された。
- ・変更の前提として建築物全体の危険の度が高くない。
- ・非構造部材については、構造方法または位置の変更が認められる。

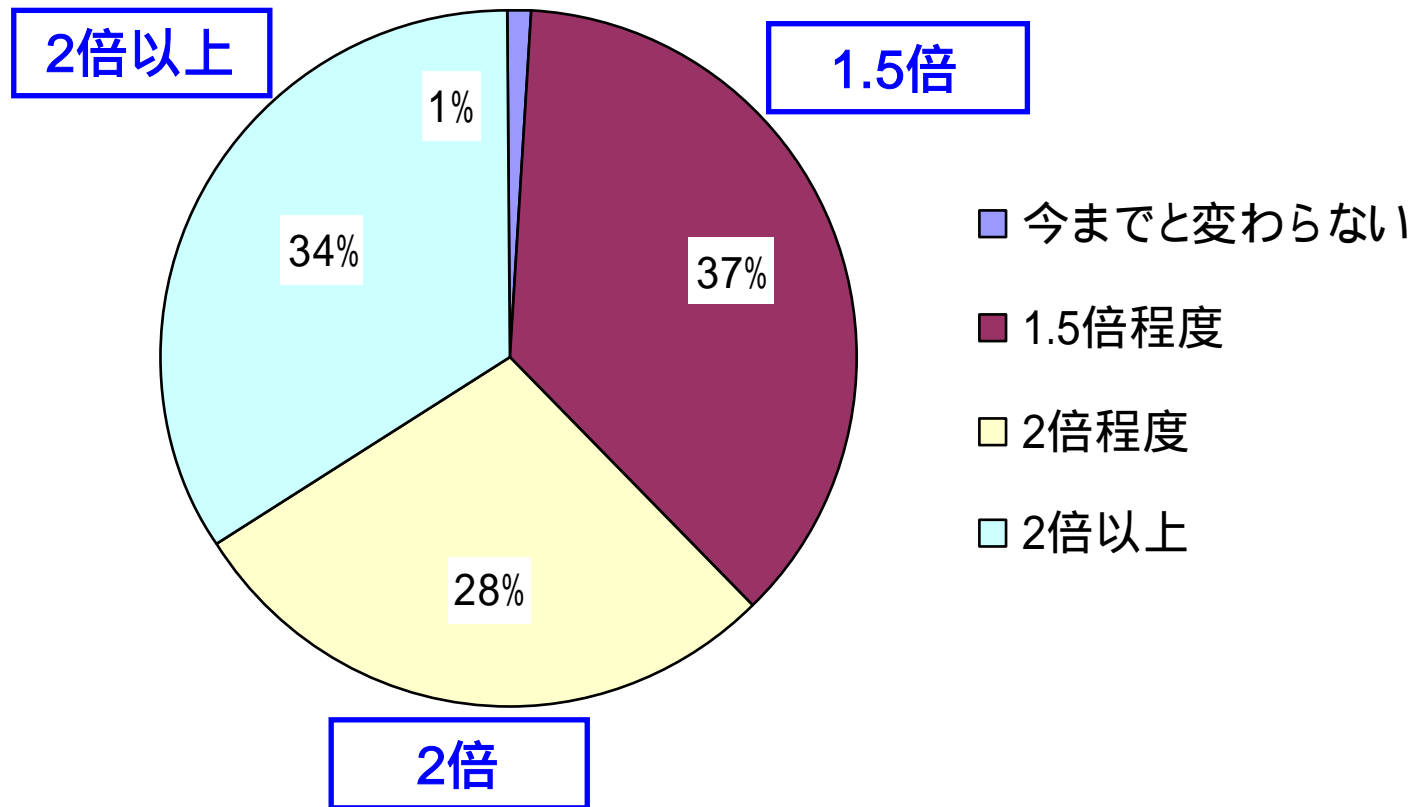
変更に関する取り扱い

構造耐力上主要な部分

- ・位置の変更については、「構造耐力上安全であることが確認」されればよい。
- ・構造部材の変更については、構造方法の種別に変更がなく、かつ、同等以上の強度および耐力のものへの変更を許容する。

建築基準法改正以後の構造設計の作業量

Q6. 建築基準法改正以後、構造設計の作業量は増えましたか？



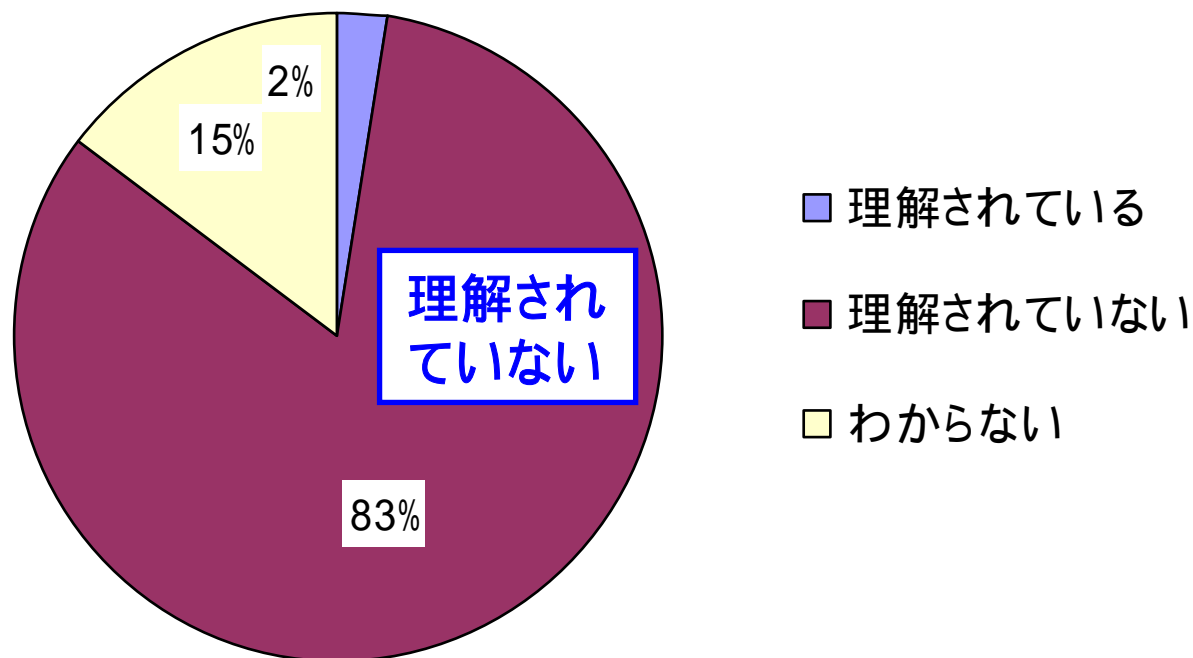
・ほぼ回答者全員が増えたと感じており、約2/3の人が2倍程度もしくはそれ以上と回答している。((2007.8) アンケート時よりさらに作業量の増加を感じている人が多くなっている。)

構造設計の作業量に対する意見

- ・膨大な書類の作成に時間をとられる。
 - ・本来の設計行為とは関係のない事務的書類
- ・審査とその対応に時間がかかりすぎる。
 - ・形式にとらわれた指摘が多く、ちょっとした修正にも多くの資料を求められる。
- ・増えた作業量が「設計料」に反映されていない。

建築基準法改正の一般の方の理解度

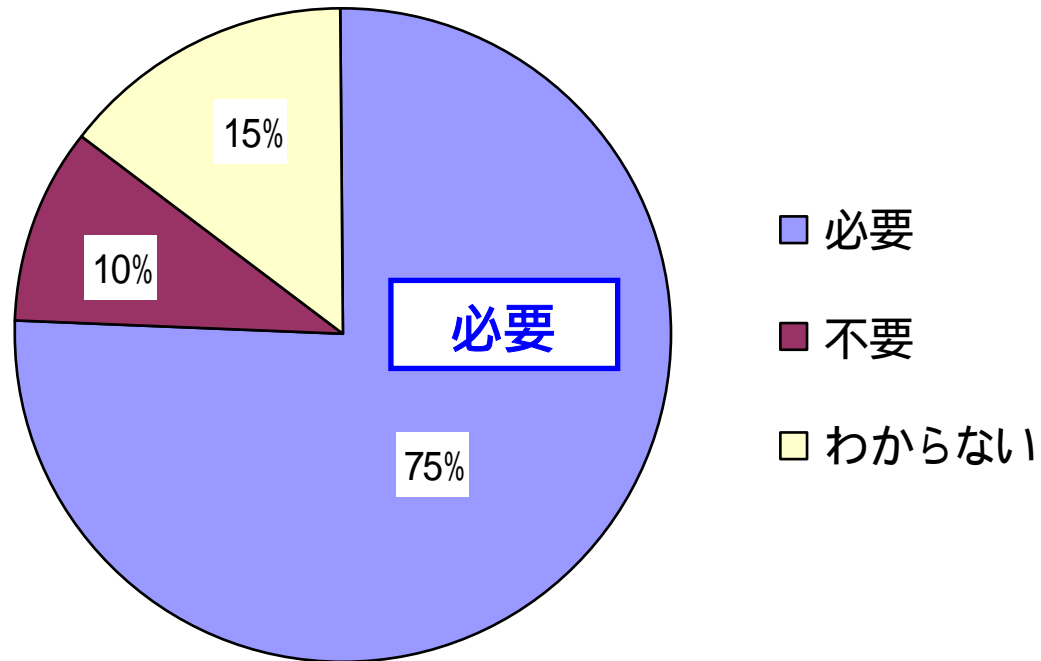
Q8. 建築基準法改正の概要は、建築主などの一般の人に理解されていると思いますか？



- ・約8割の人が「理解されていない」と回答している。
- ・建築主等に理解されていないことにより、基準法改正の無理な部分が構造設計者の負担になっているという意見が多数あった。
- ・「時間がかかりすぎる / 事業計画がたたない」という建築主からの意見もある。

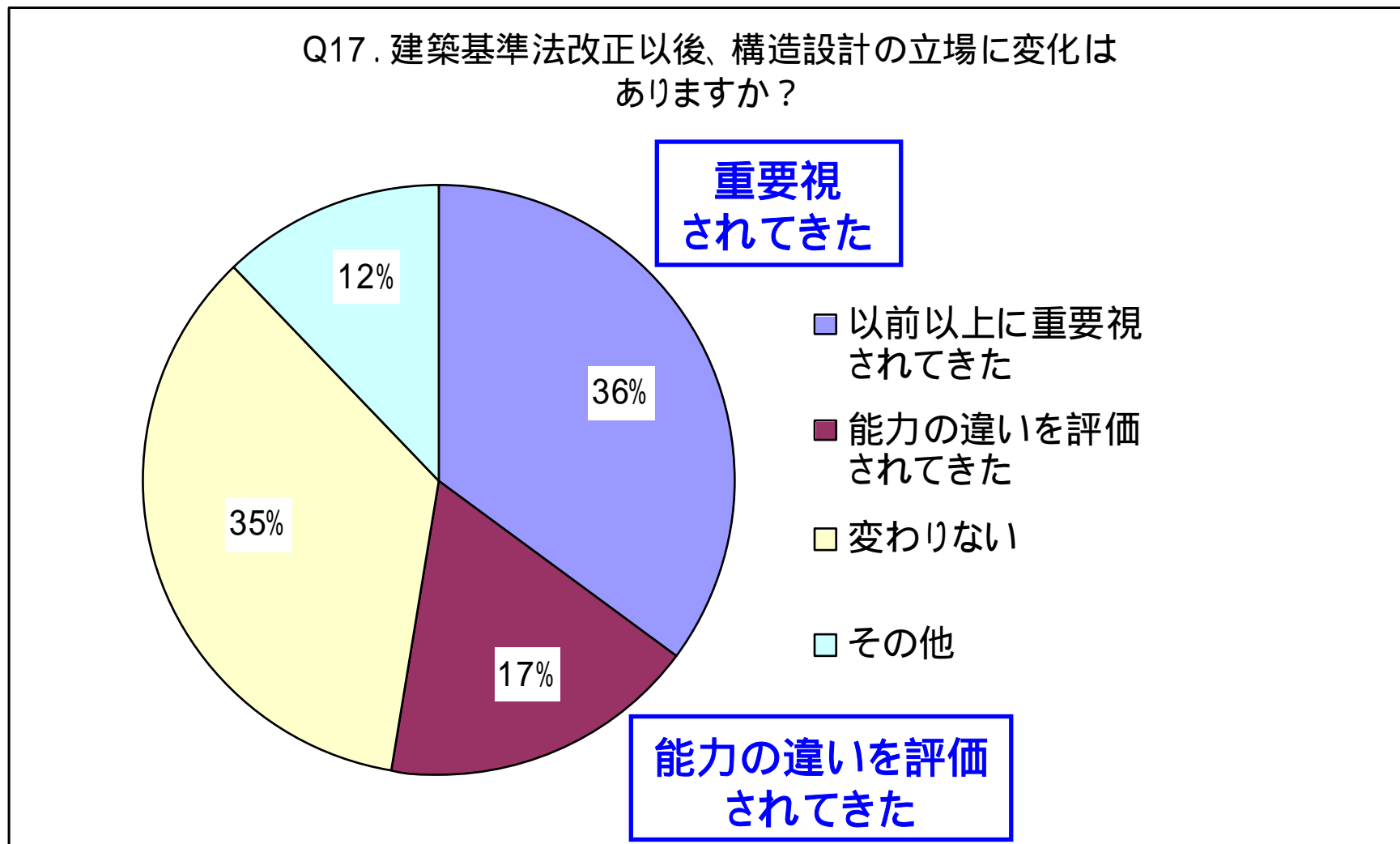
建築基準法改正に対する一般の方への周知の必要性

Q12. 建築基準法改正の概要を建築主等の一般の人に、新聞等で周知が必要と思いますか？



- ・3/4の人が必要と回答している。ただ、周知するのも「何を知らせるのか / わかりやすい表現 / 媒体は何を使うのか」等課題もある。
- ・構造設計における安全確保の意味(未確定な自然現象を対象、技術的に未解明な部分)や業務増大に伴う設計料の問題を周知すべきという意見もあった。

建築基準法改正後の構造設計の立場の変化



・約1/3の人がより重要視されてきたと答え、約半数の人が評価が変わってきたと感じている。

建築基準法改正の何に一番抵抗を感じるか

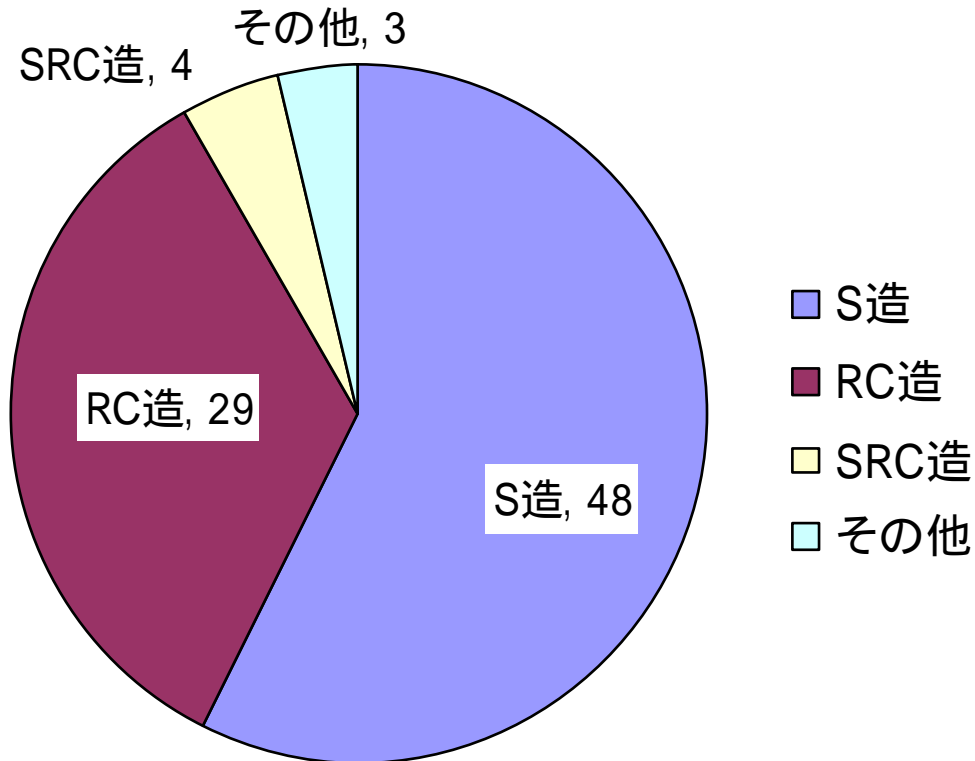
- ・書類作成業務の異常な増加
- ・現場を含め変更が困難
- ・性悪説に基づく法改正
(構造設計者を端から疑っている)
- ・改正によるスケジュールの遅延とその責任をおしつけられていること
- ・審査機関の過剰な指摘と判断の遅さ、審査機関毎の見解の相違
- ・起こりうる問題を検証せずに改正に踏み切った国の準備不足

建築基準法改正で良かった点はあるか

- ・45%の人が「ある」と回答
 - ・構造設計の全体的レベルアップにつながる
 - ・構造設計者の認知度が上がった
 - ・いい加減な設計がふるい落とされる
-
- ・計算の不具合・不整合・小さいミスは確実に減るが、一方技術の活用・発展などの道を閉ざしている

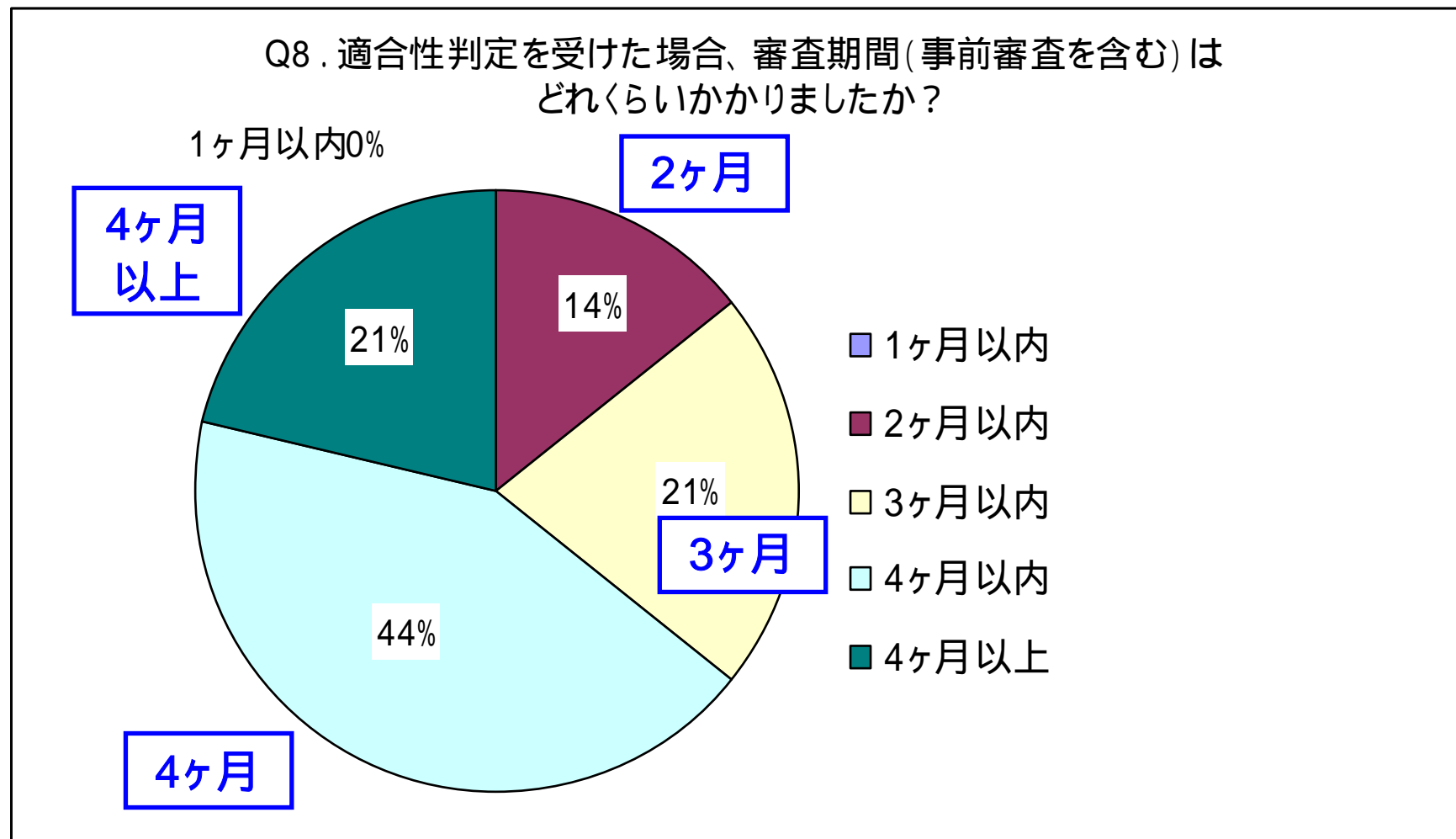
建築基準法改正以後の建築確認申請の状況

Q1. 建築基準法改正以後、建築確認の申請をされましたか？
(申請中を含む)



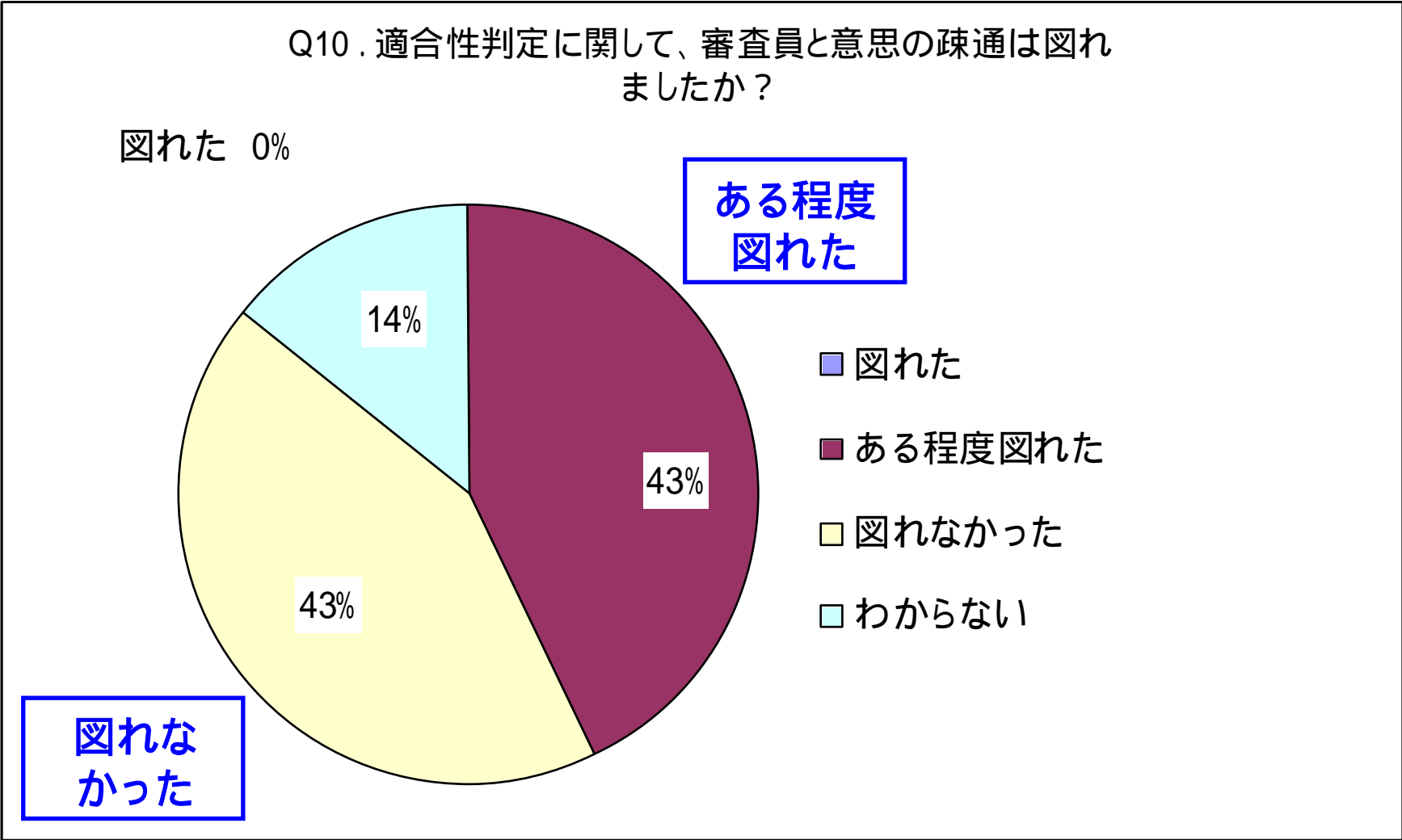
・建築基準法改正以後、アンケート回答者中の申請件数は計84件である

建築基準法改正以後の審査期間



・8割以上が審査期間3～4ヶ月もしくはそれ以上(事前審査含む)となっており、相当長期化してる。

適合性判定で判定員と意思の疎通が図れたか



- ・ある程度図れたと回答している人は半数弱である。
- ・回答中、ヒアリングを受けられた件数は6件である。

適合性判定のヒアリングに関する判定員の意見

賛成意見 (59%)

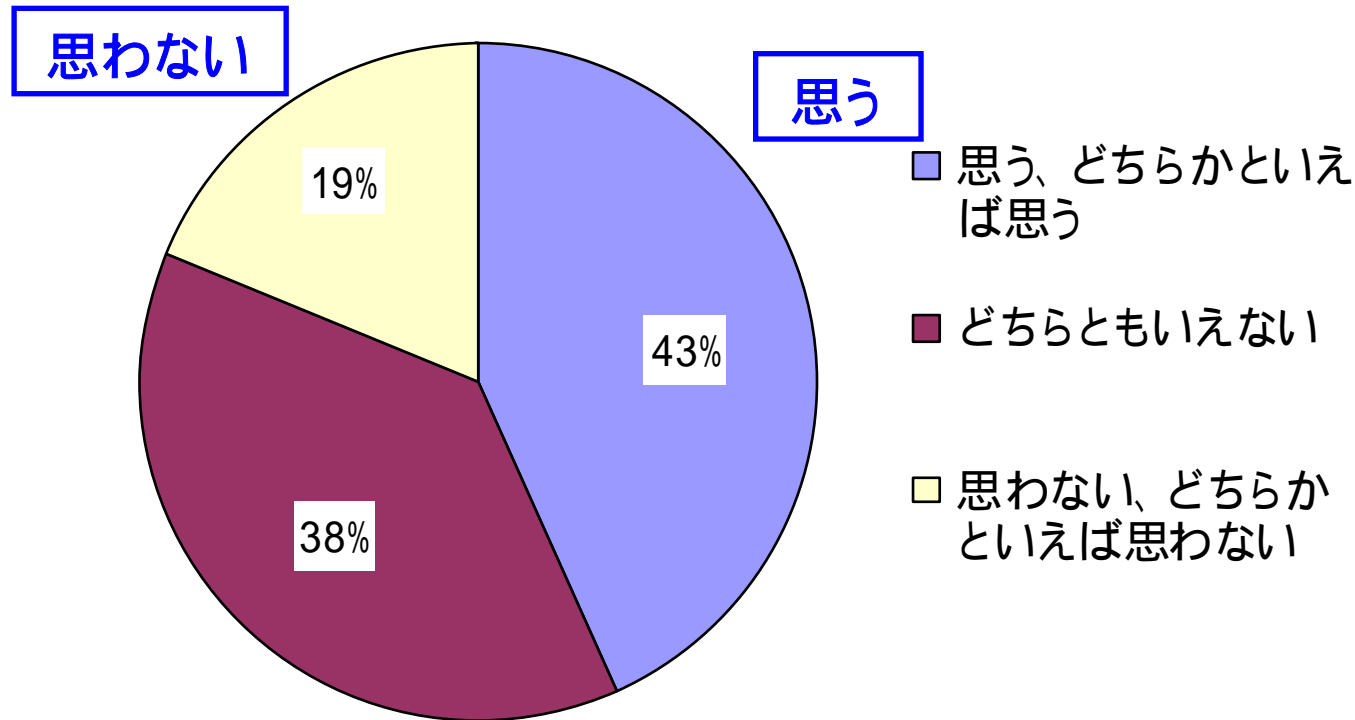
- ・双方の意思疎通が図りやすい。
- ・時間の短縮になる。

反対意見 (41%)

- ・労力がかかりすぎる。
- ・第三者性が保てない。
- ・対面すると拒みにくい。
- ・設計者の要望に対して、判定員が判断できる制度になっていない。

適合性判定で危険な建築を未然に防げたか (適合性判定員の方に対して)

Q4. 適合性判定制度で危険な建築を未然に防げましたか？



・半数弱の人が「危険な建築を未然に防げた」と感じている。逆に約1/5の人が「防げたと思わない」と回答している。

建築確認審査機関・適合性判定機関の指摘事項(一例)

建築図・設備図と構造図の不整合、構造図面の不足不備

- ・ 胴縁ピッチ / 雑壁位置 / 扉位置の不整合
- ・ スリーブを構造図に図示

材料、荷重に関する点

- ・ 構造材料のJIS番号の記載
- ・ わずかな増打ち、丸め荷重の記入漏れ、すべての荷重の一覧図の追加

建築確認審査機関・適合性判定機関の指摘事項(一例)

部材のモデル化、断面算定に関する点

- ・階段の斜め梁の検討
- ・梁耐力に加算する床スラブの幅1mとする根拠

基礎に関する点

- ・杭頭モーメントの地中梁の曲げ戻しは100%とするよう指摘
- ・1本杭のフーチングの断面検討の要否について質問あり

書式に関する点

- ・頁(全頁連番)、目次のインデックス
- ・電算全出力、計算書の構成に対する指導

広報委員会では、会員の皆様へのサービス向上を目的とし、ホームページの充実、Q&Aコーナーの新設等行っています。

今回アンケートについても詳細をホームページに掲載(Structure Kansai No95、No96(2007年10月号、2008年1月号))しておりますのでご覧下さい。